

### 土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が4月1日(月)から始まります。

これは、固定資産税・都市計画税の納税者が、所有する土地・家屋と他の土地・家屋の価格を比較し、所有する固定資産の評価が適正であるかどうかを確認できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②地目③地積④価格  
【家屋価格等縦覧帳簿の記載事項】①所在地番②家屋番号③種類④構造⑤建築年⑥床面積⑦価格

### 夜間・休日納付相談窓口を開設します

夜間と休日に納付相談窓口を開設します。市税等の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

### 市税などの納め忘れはありませんか

30年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の納期限が過ぎました。納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が加算されるだけでなく、財産が差し押さえになる場合もあります。

または②のいずれかを提示してください。  
①運転免許証・健康保険証など、本人確認ができるもの  
②31年度の納税通知書

### 課税明細書・納税通知書について

31年度の固定資産税・都市計画税の課税明細書・納税通知書を5月上旬～中旬に発送する予定です。内容をご確認ください。

詳しくは課税課土地資産係 ☎470・7777 (内線2338・2339・2341、同課家屋資産係 ☎470・7777 (内線2342・2344)へ。



も納税課(市役所2階)「注意」納税証明書の発行はできません  
【その他】保育園保育料、学童保育費は、納付書を持参していただければ領収します。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

### 就学援助の申請を受け付けます

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

30年12月～31年3月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当が4月12日(金)、特別児童扶養手当が4月11日(木)です。

### 募集

#### 市立保育園の看護師・栄養士

臨時看護師 医療的ケアを必要とする子どもに適した保育と一緒に働く看護師を募集しています。  
【任用期間】6カ月(更新の場合あり)  
【勤務日】祝日を除く月曜～土曜日のうち週3～5日  
【勤務時間】午前8時半～午後5時

【勤務場所】まえざわ保育園  
【資格】看護師・保健師資格のいずれかを取得している方  
【募集人数】2人  
【賃金】時給1660円(交通費相当額は別途支給)  
詳しくは履歴書(写真貼) 申し込みは履歴書(写真貼) 7729へ。

基準を上回る収入がある場合や転出の場合を除く  
②市民税・都民税、固定資産税、国民年金などの掛け金などが減免の方  
③児童扶養手当の支給を受けている方  
④生活保護基準に準ずる世帯(準要保護)で、「生計を一にする全員」の30年分の総収入が認定基準以下の方

31年度に、この制度の対象となるのは、次の①～④のいずれかに該当する方です。  
①生活保護の停止または廃止を受けた方(ただし、認定

### 手当額が改定されました

31年4月分から各手当額が次の通り改定されました。  
【児童扶養手当(月額)】  
◎本体額▶全部支給▶4万2500円▶4万2910円  
▼一部支給▶1万30円▶4万2490円▶1万1200円▶4万2900円  
◎第2子加算額▶全部支給▶1万40円▶1万140円▶一部支給▶5020円▶1万30円▶5070円▶1万130円  
◎第3子以降加算額▶全部支給▶6020円▶6080円▶一部支給▶3010円▶6010円▶3040円▶6010円

【特別児童扶養手当(月額)】  
特児1級▶5万1700円▶特児2級▶5万2200円▶特児2級▶3万4430円▶3万4770円  
◎8月期支払い分(4月～7月分)から改定後の手当額になります。  
【特別障害者手当(月額)】  
2万6940円▶2万7200円  
【障害福祉手当(月額)】  
1万4650円▶1万4790円  
◎5月期支払い分(2月～4月分)は、2月・3月分が改定前、4月分が改定後の金額になります。  
詳しくは児童扶養手当・特別児童扶養手当が児童青少年課助成支援係 ☎470・7736、特別障害者手当・障害児福祉手当が障害福祉課 ☎470・7747へ。

### 介護保険制度 地域密着型サービス事業者を公募します

市では、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるようにするため、「第7期(平成30年度～32年度)東久留米市高齢者福祉計画」に基づき、地域密着型サービス事業者の公募を行います。

#### 公募の内容

サービスの種類	日常生活圏域	整備数	整備条件	指定・開設
①認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	①単独の場合=市内全域	1	・3ユニット(定員27人) ・低所得者向けの利用料金設定 ・登録定員29人以下 ・①との併設のみ可	32年度(2020年度)下半期
②小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	①+②または①+③の併設の場合=市内(中部圏域または西部圏域)			
③看護小規模多機能型居宅介護				

※事業形態は、事業者整備型またはオーナー整備型のいずれも応募可能。  
※応募は、①単独、①+②または①+③の併設の3種のうち1種類。

### 31年度「ボランティア保険」「行事保険」加入手続きのお知らせ

「ボランティア保険」は、ボランティア活動を予定している方は、ランテニア活動中の「傷害保険」と「賠償責任保険」をセットにした保険です。社会福祉協議会または中央町地区センターで手続きができます。30年度に加入した同保険は、3月31日で補償期間が終了しました。4月以降にボランテ



「ボランティア保険」は、ボランティア活動を予定している方は、新たに手続きが必要です。他にも、市民活動団体の主催行事を対象とした「行事保険」「行事保険(当日参加対応型)」もあります。行事保険と行事保険(当日参加対応型)の違いは保険加入時の名簿提出の有無、往復途上の補償の



詳しくは加入手続きについてが市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎475・0739、補償内容など保険の内容については東京福祉企画 ☎03・3268・0910 472・0051へ。

### 郷土資料室 歴史展示室の土曜日休室(2020)

郷土資料室(わくわく健康プラザ2階)の歴史展示室は、30年5月～31年3月30日の土曜日を一時休室としていましたが、引き続き、企画展示期間を除き、土曜日を休室します。これにより休室日は、土曜・日曜日、祝日、年末年始となります。なお、展示コーナーの民具と写真展示は今まで通りご覧いただけます。詳しくは郷土資料室 ☎472・0051へ。